

石見守護山名氏の権力構造とその変遷

伊藤 大 貴

はじめに

室町期の諸国守護権力については、川岡勉氏の「室町幕府―守護体制」論をはじめとして様々な研究がなされてきた。とりわけ川岡氏は室町期守護の権力構造について南北朝期に被官化された中小規模の領主を基礎とする形で守護一門・譜代被官によって構成されており、一五世紀半ば以降、分国内の国人を権力編成していく傾向が見られると指摘された。⁽¹⁾川岡氏の指摘は当該期の守護権力の内部構造を見る際に参考となる一つの指標と思われるが、他方、各守護家や地域によってその支配体制・権力構造の在り方が多様である点も指摘されている。⁽²⁾この点については個別具体的な検討を深める必要がある。

ところで近年、室町期の支配体制については在京領主による集団支配に注目する議論が登場している。⁽³⁾山田徹氏の「室町領主社会」論をはじめとして室町殿との親疎、在京と非在京といった視点から室町期特有の支配構造を説くようになっていくが、注目したいのは河村昭一氏による丹後守護一色氏権力の研究である。⁽⁴⁾河村氏は山田徹氏の提起された議論をもとにして一色氏の権力構造を考察されたが、とりわけ京都における守護の権力編成、將軍権力と守護被官の距離といった視点を重視された。かかる視点についても留意しつつ個別の事例を検討していく必要がある。

本稿で取り上げる石見国については、南北朝末期に隣国の大内氏が守護をつとめていたが、応永の乱を契機に大内氏は石見守護を解任され、京極氏を経て山名氏が新たな守護に補任された。その後、永正年間に解任されるまで代々守護職を継承していったが、先行研究によれば、邇摩郡を分郡知行する大内氏の影響力が国内に残存し、独立的な国人が割拠する状況の下で石見守護山名氏の分国支配は脆弱であっ

たと評価されてきた。⁽⁵⁾その一方で近年、山下和秀氏や渡邊大門氏によって石見守護山名氏による国人への軍勢催促や在地の紛争介入、守護奉行人組織の整備などの側面が明らかにされているほか、川岡勉氏は石見守護山名氏が国人間の自立的な地域秩序を尊重しつつ、徐々に守護支配を浸透させていったと指摘されている。⁽⁷⁾山名氏の支配が貫徹しない場合も多々あるが、守護の支配機構がまったくの未整備であったわけではなく、応仁・文明の乱初期まで守護の発給文書を継続して確認できる。しかし、分国支配を支えた守護家の権力構造、とりわけ被官組織の具体的な様相については依然として不明な点が多い。また、筆者は別稿で応仁・文明の乱時に石見守護山名氏権力に深刻な内部分裂が生じた点を指摘したが、⁽⁸⁾その前提となるはずの応仁・文明の乱以前の権力構造についての言及が不十分であった。

そこで本稿では石見守護山名氏の権力構造とその変遷について考察していきたいと考えるが、留意したいのは石見守護山名氏が常時在京する存在（在京守護）であった点である。この点は、例えば隣接する大内氏とは異なる特徴でもあるが、従来在京守護という側面に注目して論じた研究は乏しかったように思う。前述した「室町領主社会」の構成員でもあった石見守護山名氏はいかなる権力構造を成したのだろうか。特に本稿では石見支配を担った守護代、石見・京都双方の被官を中心に石見守護家の権力構造に迫りたい。

第一章 守護代の人員構成と性格

(一) 守護代の人員と変遷

石見守護の場合、守護は常時在京していたが、守護代は京都と石見を往来して分

国支配に従事、あるいは軍事活動の中心として動く存在であった。まずはその人員とその変遷を確認していきたい。

①氏利期

応永六(一三九九)年、石見守護をつとめてきた大内氏が応永の乱を起こすと、新たな石見守護として京極高詮が補任されたが、間もなく山名氏利が次の守護に任じられた。氏利の守護就任については、岸田裕之氏が大内盛見を討伐する目的で山名氏を周辺諸国の守護として配置したと論じられており、氏利の分国支配は惣領山名時熙(法名・常熙、以下時熙の表記で統一)の影響下にあったとしている。⁽⁹⁾

川岡勉氏によれば、氏利の守護代には富坂氏が任用され、応永七(一四〇〇)年頃、富坂氏は強引な支配を行おうとして石見国人の反発を招き、義満の怒りを買ったという。⁽¹⁰⁾一報に接した足利義満は「以外ニ御腹立」とあり、守護代富坂氏の行為に立腹すると共に「石州さたの事」は大内氏の問題を片付けた後に沙汰をする⁽¹¹⁾と述べている。また、まずは大内氏問題への対処を優先せよとの下知を惣領・山名時熙らに対して発しており、⁽¹²⁾守護代の行動に敏感に反応している様子がうかがえる。その後、富坂氏の動きは確認できなくなり、⁽¹³⁾応永九(一四〇二)年には惣領家被官の犬橋満泰が守護代として活動している。先に見た義満の発言を踏まえると、大内氏の家督争いをめぐる対応を優先する中でいたずらに周辺情勢を悪化させかねない動きをした富坂氏は解任された⁽¹⁴⁾と見てよいのではないか。

さらに注目したのは次の守護代として見える犬橋氏が義満の偏諱と思われる「満」の字を冠している点である。この点は將軍権力とも近い関係にある人物であったことを示している。犬橋氏の出自については、近江国の佐々木一族出身であるというが、⁽¹⁴⁾この一族には將軍直臣が多い。加えて応永年間以前には犬橋氏と山名氏⁽¹⁵⁾の関係を確認することができず、明徳の乱後に新たに被官となったのだろう。義満からの偏諱も踏まえると、犬橋満泰が山名氏被官に登用される以前は將軍直臣で

あった可能性も考えられる。岸田裕之氏が指摘されるように、当時の石見国支配は惣領家の「総合的支配」の下で実施されており、⁽¹⁵⁾犬橋満泰の任用もその延長線といえるが、犬橋氏の性格が単なる惣領家被官に止まらず、義満との関係性も想定される点は留意しなければならない。

その後、氏利は安芸に出陣するが、⁽¹⁶⁾応永一二(一四〇五)年後半、同一三(一四〇六)年正月までの間に「不慮之儀」により死亡したという。応永一二(一四〇五)年一月には「石見国守護代山名入沢四郎」の名前が見えるため、⁽¹⁶⁾氏利の死の直前の守護代には山名庶流の入沢氏が任用されていたことが確認できる。

【史料一】山名時熙書状(山口県史史料編中世三)「小川五郎收集文書」(二号)

左京亮為⁽¹⁷⁾芸州合力⁽¹⁸⁾被⁽¹⁹⁾差下⁽²⁰⁾候之処、不慮之儀無⁽²¹⁾是非⁽²²⁾候、雖⁽²³⁾然⁽²⁴⁾右京亮発

向候、守護代入沢八郎左衛門入道同下向候、彼是付て早々出陣可⁽²⁵⁾然之由 上

意にて候、為⁽²⁶⁾御心得⁽²⁷⁾申候也、恐々謹言、

正月廿八日 常熙(花押)

周布次郎殿

【史料一】は氏利の死亡を伝える時熙の書状であるが、代わりに安芸に発向した山名右京亮について、その守護代である入沢八郎左衛門入道も同道しており、氏利・右京亮ともに入沢氏が守護代の地位にあったことが判明する。川岡勉氏によると、入沢氏は次に石見守護となる山名義理の被官であったとされるが、⁽¹⁷⁾実際には義理の守護補任よりも先行して守護代として活動していたことがわかる。

氏利期の守護代については、氏利の守護在職期間である約六年のうちに富坂氏以外にも犬橋氏や入沢氏といった人物が検出できる。史料制約が大きい中での推測になってしまうが、短期間のうちに守護代の交代がみられたのではないか。そもそも氏利自身はこれ以前に守護を経験した形跡がない。守護を支える代官が安定しない点は、氏利自身の権力基盤の脆弱性を示しているのではなからうか。

一方、富坂氏の行動に義満が激怒して以降、富坂氏の姿が見えなくなったように、

守護交代の背景には上意や惣領の意向が働いていたと見られるが、石見国内に基盤を構築しようとする氏利を支援する意図も含まれていたと考えられる。とりわけこの時期の石見国周辺では大内氏の家督争いや安芸国人一揆といった軍事的混乱が広がっており、石見守護代は度々国人を率いて軍事行動を展開していた。現地における軍事行動の中核であった守護代は重要な役割を帯びた存在であり、その器量に耐えうる人物が上意や惣領の意向を受けて氏利の下に派遣されたと思われる。守護交代の背景には、氏利の権力基盤が脆弱であったことに加えて、当時の石見周辺における軍事的緊張状態も影響していたのであろう。

また、後任の守護である義理の補任よりも早く入沢氏が任用されている点も特徴的である。入沢氏は南北朝期に義理の下で守護代をつとめた一族であり、氏利との関係は不明である。さらに惣領家被官の犬橋氏の任用事例も踏まえると、富坂氏以後の守護代には必ずしも氏利の被官が起用されたわけではない。氏利と守護代の関係は、上意や惣領の意向を受けた緩やかな繋がりであったと見てよいだろう。

②義理・常勝期（応永年間）

応永一三年正月までに氏利は死亡し、次に守護に任じられたのは山名義理（法名・道弘、本稿では義理の表記で統一）であった。⁽¹⁸⁾その後、応永一五（一四〇八）年以降は義理の子・常勝が守護として活動し、⁽¹⁹⁾義理とその子孫が守護職を代々継承していった。ここでは応永年間の守護代について見ていく。

義理期の守護代については、既に触れたように川岡勉氏が入沢氏の在職を指摘されている。入沢氏は山名庶流であり、南北朝期に義理の下で守護代をつとめた経験のある一族であった。先に述べたとおり、入沢氏の守護代としての活動は氏利期まで遡り、義理の守護補任よりも先行して活動していた。義理期の守護代として確認できるのは、入沢土佐入道慶明という人物であり、応永一四年一二月には益田氏の所領安堵等の遵行・同氏の段銭納入について、入沢慶明宛ての伝達がなされている。⁽²⁰⁾

応永一四年末時点での慶明の居所は不明であるが、翌年の足利義満の死去直後に出された在京守護被官大町氏の書状によると、「入沢殿下向候」とあるので、この頃は在京中であつたと考えられる。⁽²¹⁾この書状によると、義満死去に伴って守護の書状が出されたうえで、守護代の入沢氏が守護の意を直接益田氏へ伝達する役割を帯びていたことがうかがえる。氏利期の入沢氏は在国して石見とその周辺部における軍事行動を率いていたが、次第に周辺情勢が沈静化するにつれて、京都と石見を往来するようになったと見られる。

応永一五年以降、義理の子・常勝が守護の座を継承するが、守護代入沢氏の地位に変化は見られない。前節で触れたとおり、氏利期の守護代は短期間での交代が見られたが、義理から常勝への守護交代にあたっては入沢慶明が引き続き守護代に任用されており、同一人物の在職という点は注目される。慶明の守護代在職の史料的下限は応永二〇年三月であるが、⁽²²⁾少なくとも六年間は在職が確実であり、氏利期に比べて固定化が進んでいるといえよう。

③常勝期以後の守護代（永享年間・応仁・文明の乱）

永享年間以降の石見守護家を概観すると、まず、常勝から熙貴へ守護の交代が見られた。常勝は永享五（一四三三）年から同九（一四三七）年の間にいったん守護の座を退いた。⁽²³⁾少なくとも永享九年以降は、因幡守護山名氏家の子・熙貴（足利義教近習）が常勝の養子として継嗣したが、熙貴は嘉吉の乱で横死したため、再び常勝が守護に復帰した。享徳四（一四五五）年六月までは常勝の活動が見出せるが、間もなく死亡したと思われる。⁽²⁴⁾康正二（一四五六）年以降は常勝の子・政清に代替わりして、応仁・文明の乱に至った。⁽²⁵⁾ここでは応仁・文明の乱までの守護代を見ていきたい。

応永二〇年代の後、しばらく石見守護代に関する史料は途絶えて、次に確認できるのは永享四（一四三二）年である。この時、大内氏と大友氏の抗争が激化してお

り、それを受けて周辺諸国の軍勢が派遣されることになり、石見国の軍勢を率いた「山名掃部守」なる人物を「周防堺」に派遣する案が山名時熙によって提案されている。⁽²⁶⁾ また、この人物は永享一〇(一四三八)年三月、大和永享の乱に出陣した石見国人・出羽氏からの音信に対して返答しており、清宗と名乗っている。⁽²⁷⁾

この掃部頭系統については、山名系図で義理流山名氏の庶流とあり、山名掃部頭は後に守護となる政清の「伯父」であるという。⁽²⁸⁾ 山名氏清の系統である入沢氏に比べると、石見守護と血縁的に近い一族である。加えて「清」の字は石見守護からの偏諱と考えられることから、守護家に対する従属性も高いといえよう。永享年間に入ると、守護家と血縁的に近い庶流が守護代をつとめるようになったといえる。加えて永享年間後期には、養子入りした熙貴が新たな守護として活動しているが、清宗の地位に変化はない。

嘉吉の乱後の赤松氏討伐戦の結果、石見守護山名氏は美作守護職を獲得したが、森俊弘氏によると嘉吉・文安年間の美作守護代には高山氏や大町氏が任じられたという。⁽²⁹⁾ 一方で清宗は、文安元(一四四四)年に石見国人周布氏に対する所領安堵の打渡状を発給しており、⁽³⁰⁾ 嘉吉の乱後も石見守護代として活動している。熙貴が嘉吉の乱で横死して、再び常勝が守護に復帰した後も清宗が引き続いて石見守護代に任用されていることも特筆すべき点であろう。さらに長祿二(一四五八)年、清宗は美作国内の北野天満宮領に関する遵行の打渡を実施しており、⁽³¹⁾ 高山・大町両氏の後任として美作守護代を兼帯した時期も確認できる。このように石見・美作両国の分国支配に関与した清宗は重要な地位にあったといえよう。

その一方、清宗以外にも石見に在国して守護代相当の地位にあった人物が検出できる。年末詳であるが、益田崇観寺の寺領安堵を依頼した式部少輔義宗なる人物を見出せる。久留島典子氏は、式部少輔義宗の発給文書について応永二〇年代と比定されているが、⁽³²⁾ この点について検討してみよう。

【史料二】式部少輔義宗書状(『益田家文書』九〇号)

「高山石見殿」^(封紙久書カ)

大町美作殿 義宗

安富庶子坂本分、益田崇観寺当知行候、仍彼在所、可レ請御判申之由候、可レ然様、可レ有御披露候、巨細使者僧可レ被レ申候、恐々謹言、

八月廿八日 義宗(花押)

高山石見殿

大町美作殿

【史料三】式部少輔義宗書状(『益田家文書』九一号)

重而申候、仍彼在所事、庶子不儀之由申懸惣領、致其沙汰候、事不問、如レ此子細緩怠之通申懸、押置候之處、崇観寺由緒被レ申候間、五六ヶ年自以前被レ返付候、同者御文言ニ未代勝剛可レ為レ計之由、被レ成申候者、悦喜可レ申候、弟にて候喝食、彼長老ニ進置候之間、取分疎略を不レ存候、一向兩人御取合憑存候、恐々謹言、

八月廿八日 義宗(花押)

高山石見殿

大町美作殿

【史料二・三】の宛所は「高山石見」(清重、法名・統空)と「大町美作」(清量)であるが、いずれも在京守護被官である。このうち、高山清重については少なくとも文安元年一月まで右京亮を名乗っているため、⁽³³⁾ 石見守を名乗るのはこれ以降である。また、【史料三】にみえる崇観寺住持・勝剛長柔は康正元(一四五五)年二月に死去しており、⁽³⁴⁾ 文書発給年次の下限は康正元年となる。よって応永二〇年代の発給ではないといえる。

さらに次に掲げる史料によると、発給年次を絞ることができる。

【史料四】山名清宗安堵状(東京大学史料編纂所蔵「益田家文書」巻八三―五)

石見国長野庄之内、安富郷一分地頭職坂本修理亮入道跡事、依レ有由緒一渡

進勝剛和尚一、仍知行不可有相違一之状如件、

宝徳元年六月二日

掃部頭（花押）

衣鉢侍者禪師

【史料四】は宝徳一（一四五〇）年に発給された山名清宗の安堵状であるが、

【史料一・三】で義宗が述べた「安富庶子坂本分」の安堵との関連を見て取ることができる。また、義宗は「同者御文言ニ末代勝剛可_レ為_レ計之由、被_二成申_一候者、悦喜可_レ申候」と述べているが、清宗の安堵状にはその旨が反映されている。【史料四】は義宗の依頼を受けて、発給された安堵状といえよう。そのように考えると、

【史料一・三】の発給年次は宝徳元（一四四九）年と考えてよいだろう。

加えて久留島氏は義宗を姓不詳とされているが、山名系図の異本には山名掃部頭の息子として「式部少輔義宗」の名前が見えるため、清宗の息子と考えられる。義宗は在国している一方、宝徳元（二）年当時の清宗は少なくとも石見には滞在しておらず、在京していた可能性が高い⁽³⁶⁾。分国支配の一端が都鄙における掃部頭父子の連携によって遂行されていることがうかがえる。

以上を考えると、宝徳二年当時の義宗の地位は再考が必要であろう。義宗は崇観寺と守護権力の間の取次役を担っているが、自ら安堵状を発給できるわけではなく、その権限には制約が設けられていた。依然として正規の守護代の地位は父の清宗にあったといえよう。ただし、義宗が石見国人の「京都」への取次（吹拵）を行う事例は他にも確認できるため、守護権力の窓口として機能を有する存在であったのは確かである。厳密に言えば、義宗の地位は石見に在国する小守護代といふべきもので、父清宗を補佐する役割を担っていたといえるだろう。

その後の山名掃部頭父子の動向を見ると、応仁・文明の乱初期に山名掃部頭（清宗カ）が美作に在国していたという⁽³⁸⁾。一方、義宗については同じ頃、東軍方との合戦のため、美作に下向している⁽³⁹⁾。また、文明四年頃には石見国内で山名掃部頭父子

が長野荘に発向した風聞が流れており、この頃には両者が石見に在国していたことがわかる⁽⁴⁰⁾。このように両者が連携しつつ、石見・美作両国で活動する様子からは、いずれも石見守護山名氏の権力中枢に位置した存在であり、それは応仁・文明の乱まで続いたと指摘できる。

（二）守護代在職者の性格

前節までは石見守護代の人員を主に確認したが、本節では守護代在職者の性格を考察していきたい。氏利期の守護代とその性格については既に述べたので、ここでは義理期以降の入沢氏と山名掃部頭一族について見ていく。

入沢氏については氏利期の考察でも述べたように、義理の守護補任時期より早く任用されており、義理と共に入部したわけではない。この点は入沢氏の性格を見る際に参考になる。それでは、石見守護代から離れた後の入沢氏はいかなる動きを見せたのだろうか。文安元年頃、山名惣領家の分国である播磨国の分郡守護代として入沢氏の名前が見える。『建内記』には「又守護代（美囊郡）入沢（山名一族云々）」とあるから、⁽⁴¹⁾ 同族と見てよい。文安年間に入ると入沢氏は、惣領家の分国支配の担い手として再登場するのである。さらに惣領家と入沢氏の関係について次のような史料が存在する。

【史料五】『蜷川親元日記』寛正六年九月六日条 ※◇は割注。

六日（中略）（山名同名）山名殿御使タキミ、同名在国之衆若君御誕生御礼事、
自_レ国申_二上_一之、可_レ預_二御披露_一云々、各太刀（金伏）千疋（折紙在_レ之）、

山名九郎 山名下野守 山名伊豆守 山名矢房丸

山名入沢御房丸 山名三河民部少輔 山名有道掃部頭

以上七人

【史料五】は足利將軍家の若君（のち義尚）誕生御礼を山名庶流家の在国衆が行った際の記事である。この時、惣領家重臣の田公氏が在国衆からの進物を取りまとめ

て取り次いでいるが、その中に入沢氏の名前が見える。在国する者が京都(幕府)とやり取りをする際に在京する惣領家とその取次窓口として機能していた点は山名氏の一族関係を考えるうえで興味深く、入沢氏が惣領家と密接な関係を取り結ぶ庶流の一人であったことを示すものといえよう。

これらを踏まえると、入沢氏の持つ性格が見えてくる。氏利期には義理の守護補任に先行して既に守護代に任用されていた。前述した点の繰り返しになるが、入沢氏の守護代補任も惣領家のような上部権力の意向が働いたものであり、入沢氏もまた惣領家との密接な関係を背景に動く守護代であった。応永年間以降の入沢氏が石見を離れたように、実際のところ石見守護家との関係は流動的な要素を多分に含んでいたといえる。

入沢氏に対して、山名掃部頭(清宗)については守護家への従属性が高いことは既に述べた点である。守護代家の家格が確立し、守護権力の中枢に位置して、応仁・文明の乱まで継続して守護代をつとめた点は特徴的である。

一方、前掲の【史料五】には「山名有道掃部頭」の名前を確認できる。掃部頭を名乗る山名庶流は石見守護代の一族のみであるため、【史料五】に登場する人物も清宗を指していると思われる。さらに長祿年間成立の「丹後国諸庄園郷保惣田数帳」には丹後国加佐郡有道郷の領主として「山名有道殿」の名前が見えるため、守護家の分国外にも所領を有していた。⁽⁴²⁾ また、木下聡氏によると、山名掃部頭は幕府外様衆の一員であったという。⁽⁴³⁾ これらを踏まえると、入沢氏と同様に清宗も惣領家と密接な関係を持つだけでなく、幕府からは外様衆として編成・把握される存在であったといえる。守護家との関係に止まらず、幕府・惣領家との関係も保持する様子からは清宗をめぐる重層的な諸関係の存在を指摘できよう。また、守護家との関係外の所領を他国に有した点は、自己の独立的基盤を外部に所持していたと指摘できる。

以上、本節では入沢氏と山名掃部頭を素材にその性格を考察してきたが、両者は守護家だけでなく、幕府・惣領家との関係を保持したように重層的な諸関係の中で

動く存在であった。このような性格は都鄙の政治情勢が安定し、山名氏の惣領関係が良好である間は特段の問題とならないが、状況次第で不安定化する要素も内包していた。この点については第三章で述べることにしたい。

本章では石見守護代の展開について検討した。自身の権力基盤が脆弱であった氏利期には、守護代が在国して軍事行動を担う重要な存在でもあったため、幕府や惣領家による支援を受けつつ、守護代の頻繁な交代が見られた。その後、義理流山名氏による守護職世襲が固定化すると、入沢氏を経て、守護家庶流の山名掃部頭が守護代に固定化され、守護代家としての家格を確立した。その一方で石見守護代を経験した者たちは、守護家だけでなく、幕府・惣領家との繋がりも保持したように重層的な関係の中で行動する存在であったといえる。

第二章 守護家被官組織の様相

(一) 在京被官組織の展開

石見守護は常時在京していたため、京都に守護膝下の被官組織を構築していた。本節では、守護による分国支配を語る際に重要となる膝下組織の人員とその展開について検討する。

氏利期は一点のみ奉行人連署奉書が確認できるが、その他の関連史料が乏しく、その実態は不明である。続いて義理期以降を見ると在京被官大町色貞の活動を確認できる。大町氏の職掌を確認すると、守護の意を受けた奉書発給に加えて、荘園領主に対する守護請の年貢納入、石見国人との間での各種やり取り(京都の情報伝達や所役料・年貢納入等の連絡・指示、訴訟取次など)といった多岐にわたる業務を担当している。とりわけ守護の直状とセットで発給される奉書は大町色貞単独の署判で発給されており、この時期の石見守護家では連署奉書の発給を確認できない。大町色貞が在京被官組織の筆頭格であったのは確かであろう。

なお、大町氏以外の在京被官の活動史料は極端に乏しく、わずかに段銭納入業務

を担当する綾部入道なる人物（納所という職名で登場）を確認できる程度である。⁽⁴⁴⁾

後述するように、南北朝期の段階で被官化されたと思しき在京被官の家は複数存在するが、当該期には全く活動を確認できない。単なる史料制約の問題であるのか、また大町氏の単独裁判体制とも何らかの関係があるのか、その背景は不明である。

次いで永享年間以降の展開を見ていこう。永享年間前期の在京被官に関する史料は氏利期と同様にほとんど確認できず、永享年間後期以降の状況しか判明できない点を予めお断りしておく。ただし、永享元（一四二九）年七月、万里小路家領備後国衙領のうち、石見守護家が分郡知行する安那郡の年貢を大町氏が納めている。⁽⁴⁵⁾ 管見の限り、在京被官の活動が判明する唯一の史料であるが、万里小路家領の国衙年貢は守護請となっており、その納入を実質的に担当したのは大町・高山両氏に限定される。後述するように両者は在京被官組織の筆頭格であり、最上位の被官が守護請の実務を担当していたようであるから、この当時の大町氏の地位は応永年間のそれと変化はなかったと見られる。

まず、文書発給の在り方から在京被官組織の実態を検討しよう。永享一〇年二月、大和永享の乱に出陣した石見国人出羽氏に対して、石見守護家側から京都で負傷者を養生させるように指示する書状が送られた。⁽⁴⁶⁾ この書状は奉書形式ではないが、事實上、守護側の意を伝える内容であり、山口守衛・高山清重の連署がなされている。先に述べたように、応永年間の在京守護被官が発給する奉書は大町色貞一人が独占的に署判しており、連署を伴う奉書は確認できなかった。いつ頃から在京守護被官が発給する形式の文書が発給されるようになったのかという点は判然としないが、少なくともこの事例以降、複数名の連署による奉書や書状の数が増加している。

年未詳であるが、高山清重が益田氏らに対して書状を送った際、「山口方在国候之間、披露之御返事一人申候」と伝えていた。⁽⁴⁷⁾ 「山口」とは先に登場した山口守衛を指すと思われるが、高山清重単独で返事をしたことについて、わざわざ断りの文言が入っている点に注目したい。本来は複数名による返事（連署状の発給）が予定

されていたといえる。

さらに文書発給については、次のような史料が存在する。

【史料六】高山統空書状写（永田秘録六四「内田家文書」）⁽⁴⁸⁾

尚々請状文言不足候者定御よくなりあるへく候、さ様ニ候ては京田舎と可_レ有_二御逗留_一候間、文言厳密ニ豊田入道方以_二判形_一可_レ被_レ認_二進_一之_一候、只今者内儀候様ニ申候間、態一人申候、事定候而以_二加判_一可_レ申候、為_二心得_一申候、

為_二益田殿御名代_一、江州参洛之時御状之御返事申候し、定参着候哉、仍豊田地頭方事重々執御申候、自_二益田殿_一も同御申候通取合披露候処、被_レ仰之様者先今一所務事、慥なる上使_二被_レ仰付_一有_二御覽_一度候へ共、面々被_レ執申_一候与云、第一女中様より御申候之間、所詮如_二先規_一可_レ致_二公役_一候、取分於_二向後_一一別而自然之儀可_レ為_二忠節_一候由、請状被_レ認_二進_一之_一申候者、彼在所可_レ被_レ返付_一之由目出候、急々如_二御意_一被_レ調進_一候様ニ被_レ申達_一候、如_二此御意_一御祝着之通、益田殿よりも同其よりも御状被_レ相副_一候て可_レ然候、京都趣御僧可_レ被_レ申候、恐々謹言、

六月十一日 統空（花押影）

益田助三郎殿進之候

【史料六】は年未詳であるが、石見国人豊田氏の所領返付に関連して、取次役の益田氏との間で交わされた高山統空（清重）の書状である。「請状文言不足候者定御よくなりあるへく候」などであり、豊田氏が守護側に提出する請文の文言が事前調整されていたことがわかる。加えて「只今者内儀候様ニ申候間、態一人申候」とある点も注目したい。まず守護被官と国人との間で「内儀」のやり取りを行い、内容を確定させたうえで守護家の正式な文書発給に至る段階的な過程が見て取れる。さらに「内儀」であるから「態一人申候」という点は、守護の意を受けて発せられる奉書のような公式文書の場合は原則複数名の署判を必要としたことを暗示してい

る。このように複数人が公式文書に署判する状態は、制度的に確立された在り方と思われる。この点は応永年間と大きく異なるものであり、石見守護家の在京被官組織がより一層機能的に整備されていたと見てよいのではないか。

次に奉書署判者を検討すると、応永年間に単独署判していた大町色貞の子孫と思われる大町基佐のほか、大町清量、高山清重、山口守衛、松原清秀、松原秀之、後藤季盛らを検出できる。大町氏については、『建内記』などの諸史料に基佐・清量以外の一族を複数名確認できるが、これらの人物は署判者として確認できない。また、在京被官として小松原、飯尾、村田、西井(粟井カ)、西谷、夏見といった諸氏を確認できるが、署判者には見えない。公式文書の発給に関与可能な被官が限定されていたことがうかがえる。在京被官組織内部に階層差が存在したと考えられる。署判者を見ると、大町基佐の地位が同族の清量に引き継がれたほか、松原清秀の立場も同族の秀之(息子カ)に受け継がれたように、在京被官組織内部で署判者を輩出する家というものが固定化されていたと指摘できる。このような固定的な家格の存在からは、署判者が当時の在京被官組織内部の中核的被官であったといえよう。また、大町・高山両氏はどちらか片方(あるいは両方)が必ず署判していることも踏まえると、大町・高山両氏が在京被官組織の筆頭格であったと思われる。

続いて署判者以外の被官について考察すると、嘉吉三(一四四三)年九月、守護山名常勝が鞍馬を参詣した際に市原野で「坂迎」の準備を行った被官たちが見える⁽³⁹⁾。このうち名字が判明する「村田」については「若党」とあり、常勝に仕える馬廻衆のような近習の存在が想定される。『建内記』には万里小路家領の守護請に関連して、石見守護家側とやり取りを行う様子が頻出するが、守護側の申次として飯田氏や大町新右衛門尉・同彦右衛門尉といった人物が見える⁽⁴¹⁾。また、守護使珍阿弥のように守護のそばに仕えた同朋衆のような出家者も確認できる⁽⁴²⁾。このほか、寛正四(一四六三)年に鴨社領因幡国土師荘代官職をめぐって相論を起こした飯尾次郎郎は「山名兵部少輔被官」とあることから山名政清の被官であった⁽⁴³⁾。飯尾氏といえは、

室町幕府奉行人をはじめとした文筆官僚を輩出した一族として知られているが、飯尾次郎も守護家を実務面で支えた吏僚的存在であったのだろう。

これらの点を踏まえると、在京被官組織は守護代になり得る家柄である大町・高山両氏を筆頭に松原氏や山口氏などといった署判可能な被官が運営の中心に位置したと考えられる。一方で正式な文書発給に関与しないものの、在京被官組織内部には守護に近侍する馬廻衆(若党)や実務官僚的な奉行人、守護使や申次といった多様な職務を帯びた被官層が存在した。もちろん応永年間にも在京被官の大町色貞が活動しており、在京被官組織が全く未整備であったわけではないが、大町氏に様々な業務が集中する在り方とは異なっている。本節で明らかにした被官同士の階層差の存在や文書発給システムの整備などの面からは永享年間以降、順次在京被官組織が拡大・整備されていたといえよう。

(二) 在京被官組織の構成員

一方、石見には現地で分国支配を担う被官が存在した。既に先行研究では「石州奉行人」と呼ばれる存在が指摘されているが、在京被官の様相についてはもう少し具体的に検討してみる余地がある。

氏利期の状況については在京被官と同様に詳細不明である。義理期以降の在京被官を見ると、守護代入沢氏の膝下で動く被官を確認できる。例えば、応永一七年の長野荘得屋郷地頭職安堵の際には、守護山名常勝の安堵状と在京守護被官大町色貞の奉書が同時に発給されたが、大町氏が署判した奉書の宛所は守護代の入沢氏であった。これを受けて約一ヶ月後に守護代入沢慶明の遵行状と在京奉行人による打渡状が同日発給されている⁽⁴⁴⁾。このことから守護代と在京奉行人の両者は同じ場所において、在京奉行人は守護代の指揮下で動く存在といえよう。

さらにこの時打渡を実施した「大さ、左衛門尉実仲」・「かや見左衛門尉」の二名については、美作国苫田郡内に大篠、同国真島郡内に茅見の地名がそれぞれ存在し

ており、美作国出身の被官である可能性が考えられる。南北朝期に義理が美作守護をつとめていた際に被官編成された存在が、引き続き石見国支配に投入されたと見るのが自然であろう。なお、在京守護被官大町氏が署判した奉書の宛所は守護代に限定されず、在国奉行人に直接伝達された場合もある⁽⁵⁶⁾。例えば、応永二四年に益田崇観寺領の段銭徴収が免除された際、大町氏の奉書が在国奉行人宛てに出されたが、大町色貞は在国奉行人に書状を送り、奉書発給の経緯や段銭免除措置への理解を求めている⁽⁵⁶⁾。京都と石見の被官同士による相互連携の下でも分国支配を担っていたといえる。

続いて永享年間以降の在国被官を考察しよう。畑和良・渡邊大門両氏によると、この時期の石見守護家の支配機構では在京奉行人が在国奉行人に対して上申形式の奉書を発給しており、在国奉行人を經由して指令が守護代へ伝達されたという⁽⁵⁷⁾。一例をあげると、文安元年六月、高山清重ら在京被官三名が「之由被^二仰出^一候、以^二此旨^一可^レ有^二御披露^一候也、仍執達如^レ件」との文言がある上申形式の奉書を発給しており、その宛所は美甘氏であった⁽⁵⁸⁾。これを受けて約一ヶ月後、守護代山名清宗の打渡状が発給されており、奉書の披露先は守護代と見てよいだろう。美甘氏が守護代側の取次窓口になっていたと指摘できる。美甘氏については、このほかにも得屋郷安堵の件につき高山清重から直接「内状」を下されており、石見に在国して分国支配に従事する被官であった。また、清宗の子・義宗が周布氏に対して周布郷内の貞松名安堵に関する吹挙の伝達をした際の取次役は美甘氏がつとめており、守護代一族の指揮下で動く被官であった。

美甘氏以外の被官を見ると、前述した上申形式の奉書を含めた分国支配関係の文書の宛所には松原・早瀬・早水氏を確認できる。このうち、早瀬氏は不明だが、早水氏については守護代山名清宗が益田崇観寺に書状を送った際の取次役として登場しており⁽⁶²⁾、先に述べた美甘氏と同様に守護代一族の指揮下で動く被官であったと思われる。一方、松原氏（秀之）については在京時に奉書署判者の一員として見える

点は注意しなければならない。前節で述べたように奉書署判者は在京被官組織の中枢に位置する被官であるため、美甘氏や早水氏とは異なる存在といえる。しかし、美作の事例であるが、松原氏に対して守護代への披露を求める上申形式の奉書が発給されており、美甘氏などと同様の活動を行っていたと考えられる。松原氏の活動からは在京被官も適宜在国して守護代指揮下で分国支配に従事することがあったと指摘できる。さらに高山・山口両氏にも在国事例があり、守護使珍阿弥のように守護のそばに仕えた同朋衆のような出家者も守護の命を帯びて都鄙を往来していた。このように在京と在国双方の被官組織は固定的ではなく、状況に応じて都鄙をまたぐ形で被官の相互移動が存在したのではないか。石見・美作両国の支配は在京被官組織も含めて一体的に運営されていたと思われる。

このように守護代膝下で動く在国被官には応永年間茅見・大篠、永享年間以降は美甘・松原・早水・早瀬といった人員を確認できる。ところで他国の事例では守護代以下の支配機構に関連して郡奉行・郡代といった職掌で動く被官がしばしば見られるが、石見の場合、例えば美甘氏は那賀郡や美濃郡の国人に関連する業務に従事しており、郡ごとに分掌が存在したのか不明である。奉書に署判可能な在京被官・松原氏の存在は注意しなければならないが、在国被官として見える者たちの職掌にはほとんど違いがなく、在国被官同士の階層差を読み取ることが難しい。応永年間の茅見・大篠両氏はその後史料上に見えなくなるため、両者は当時の守護代入沢氏の被官であった可能性も考えられるが、史料制約の問題で在京被官と比べると在国被官組織内部の具体的な様相ならびにその展開過程に触れることができない。

本章では守護家被官組織の人員構成とその展開を述べた。在国被官は人員の検出のみにとどまったが、在京被官組織については人員構成・階層差、文書発給形式ともに応永年間の大町氏中心の運営に比べると拡充と展開が見られる。石見守護の場合、嘉吉の乱後に美作国を分国に加えており、分国増加に伴う業務量の増加が在京被官組織の拡充に繋がるようにも見える。しかし、在京被官組織の拡充は永享年間

後期で既に確認できるため、嘉吉の乱を画期として考えることができない。一方で先行研究によれば、永享年間の熙貴期に守護支配の安定化が見られたとされる⁽⁶⁵⁾。この点を踏まえると、在京被官組織の拡充も熙貴の守護就任と関係している可能性が考えられるが、具体的には今後の課題とせざるを得ない。

第三章 石見守護山名氏の権力構造の特質とその変容

(一) 応仁・文明の乱直前の権力構造とその特徴

前章までは守護代や被官の人員構成やその展開を検討したが、概ね永享年間以降に展開した権力組織の内実は応仁・文明の乱直前段階においても変化はない。例えば、寛正年間に入っても、在京被官の発する奉書は大町・高山両氏などが署判を加えており、それ以前と変わりはない。在京被官のうち、山口氏の活動を確認することができないが、松原氏といったそのほかの被官の活動は検出できるため、単に史料的な制約により姿が見えないだけの可能性も残されている。先に述べたように、守護代山名清宗によって構築された父子分業体制も継続しており、嘉吉の乱以降の中央・地方情勢の混迷化の影響を受けることなく、その権力構造は続いていたといえよう。

それでは、応仁・文明の乱時における守護家被官の動向を語る前に、その権力構造の特徴を整理しておこう。先に応永年間の在国被官に美作国で被官編成された者が登用されたことを述べた。永享年間以降の被官の出自を見ると、美作国勝田郡に出身を持つとされる大町氏に加えて、美甘・後藤といった美作国に出自を持つと思われる被官が存在している⁽⁶⁶⁾。美甘氏に関しては、美作国真島郡美甘を出自にすると思われるほか、永徳二(一三三二)年頃には紀伊国で活動していた形跡がある⁽⁶⁷⁾。当時、紀伊守護は義理がつとめており、紀伊国での活動も義理との関係から生まれたもので、この時期には既に被官となっていたと考えられよう。また、大町氏と並んで中核的被官として見える高山氏については、上野国高山御厨出身で山名氏の譜代

被官であった。この一族は代々「重」の字を通字にしており、但馬の惣領家といった他の一族の被官にも高山氏を確認できる。義理との関係を見ると、既に永徳二年には義理の奉行人奉書が高山氏宛てに出されており、南北朝期には義理の被官として動いていたことがわかる⁽⁶⁸⁾。南北朝期の義理被官の実態については、紙幅の都合で今後の課題とせざるを得ないが、応永年間以降、応仁・文明の乱に至るまでの石見守護家の被官組織は南北朝期の被官構造が色濃く反映されていたと見てよい。

加えて石見守護は在京を続けていたが、京都で被官編成された存在も無視できない。先に河村昭一氏の研究に触れたが、石見守護家の場合はどうであったのか。第二章で登場した山口守衡は、「衡」の字を通字とする山口一族の出身と考えられる。永享年間の惣領家被官にも山口国衡という人物を見出せるが、この人物を輩出した山口一族との関係性が想定される。山口氏については南北朝期に將軍近習として活動しており、その出身地も三河国であるなど、山名分国内で被官となった一族とはいえない⁽⁶⁹⁾。惣領家被官の山口国衡、石見守護家被官の山口守衡ともに京都でそれぞれ被官編成されたと思われる。また、奉書署判者以外の奉行人層でも飯尾氏存在を先に指摘したが、この人物も室町幕府奉行人を中心に在京守護家被官でも活動していた一族の出身であり、京都で被官編成されたと見てよいだろう。そうならば、石見守護家の被官組織にも京都で被官となった者たちがある程度の割合を占めていたといえる。在京守護家の一員であったことが石見守護家の権力構造にも少なからず影響を与えていたと指摘できる。

一方で一五世紀半ば前後より、他の守護権力内部では分国内の国人が編成されていく傾向が指摘されるが、石見守護家の場合は本国であるはずの石見国出身被官がほぼ確認できないという大きな特徴が存在する。この点は従来指摘されてきた石見守護家の権力基盤の「脆弱さ」を表しているといえよう。石見守護家は南北朝由来の被官組織を引き継ぐとともに、在京守護家であることから京都で被官編成した存在を加えつつ、その権力組織を展開させていたが、他方で石見国内に関しては自

立的な国人勢力を前に被官編成段階まで至らなかつたのである。川岡勉氏は石見守護と国人の関係が国人間結合を前提として緩やかに結びついていた点を指摘されているが、本稿で述べた通り、守護家は守護代以下の分国支配機構を整備する一方で国人の権力編成まで到達できなかった。国人との緩やかな繋がりに依拠した状態は応仁・文明の乱まで続いており、守護家と石見国の関係は不安定化する要素を含みつつ展開していたといえよう。かかる要素は応仁・文明の乱後の石見守護家の動向にも大きく影響したと考えられる。

本節では石見守護家の被官組織の特徴を整理した。石見守護家の場合、南北朝期の被官組織を引き継ぐとともに京都で被官編成された者を組み込みながら、その権力組織を展開させていた。この点までは他の守護権力とも変わりない内容といえるが、本国であるはずの石見国内で被官編成を実施できなかった点は大きな違いであり、その特徴のひとつであったといえる。さて、かかる特徴を持つ被官組織は応仁・文明の乱においていかなる変化を見せたのだろうか。次節で検討しよう。

(二) 応仁・文明の乱中の守護家被官の動向

応仁・文明の乱における守護家被官の動向は別稿でも検討したが、改めて考察しておきたい。第二章で述べたように、応仁・文明の乱開戦当初、守護代山名清宗とその息子・義宗は父子連携の下、主に美作国で赤松氏との戦闘に従事していた。嘉吉の乱で失った美作国支配の回復を目指す赤松氏との争いは山名氏の敗北で終わるが、美作国の場合は文明二年正月まで両者の争いが確認できる。応仁二年後半まで赤松氏の完全な支配回復に至った播磨・備前両国とは異なる点は注意する必要があるが、これに關係して『応仁記』には次のような記述が存在する。

【史料七】『応仁記』〔群書類従〕第二〇輯、三九七頁〕

又赤松内ニ中村五郎左衛門尉ト云者纔ニナリシガ、大功上ニ立ン事ヲ朝暮希フ者ナレバ、傍輩ドモ十人計相語テ、応仁元年同十月三日切テ入、院ノ庄ヲフマエ、数度

大略利ヲ得シカドモ、東郡へ敵出テ、妙見ノ城・菩提寺・和介山等ニ籠シカバ、政則一名字ニ広岡民部少輔祐貴ニ人勢ヲ相添テ差下ス、三ヶ年ノ間合戦無_二止時_一、乍去大町ハ山城ノ狛ノ城ニテ討死シ、掃部頭又病死シケル、其子彦房モ_二長期山ノ合戦打負テ伯耆国へ落行ケリ、粟井加賀・松原弾正、和介山ニテ討死ス_一、中村ガ所々ニテ合戦、筆ニ難_レ尽、自_レ是後ハ赤松三ヶ国手ニ入ケル、

【史料七】は応仁元年一〇月に赤松被官の中村氏が美作国回復を目指して、同国に侵攻した際の場面であるが、傍線部にあるように石見守護家被官の様子が記されている。山名掃部頭は文明四年時点で生存しているため、この記事の伝える内容には慎重である必要がある。しかし、美作国をめぐる攻防戦の敗北が石見守護家に大きな影響を与えたことは想像に難くない。【史料七】の内容も事実誤認を含むもの、ある程度の事実を伝えていると見るのが自然であろう。大町・松原両氏のような主要被官の討死を踏まえると、東軍方との戦闘に伴う人的被害が石見守護山名氏の権力構造に与えた深刻な影響を無視することはできない。

美作国を失う一方で石見国に目を向けると、石見情勢も東西両陣營の分裂に伴う混乱が広がっていた。とりわけ文明四年までに益田氏を含めた国人の大半が東軍方に属したように、石見の西軍方は隣接する大内氏の分裂とあわせて次第に大きな打撃を受けたといえよう。守護山名氏が石見国人を権力編成できずに国人との緩やかな關係に依拠していたことを先に述べたが、国人の大半が敵対する陣營に入ったことで守護の基盤はさらに動揺したのである。

もうひとつ注目したいのが、石見守護家の内部分裂である。筆者は別稿にて守護代山名清宗と在国被官美甘氏の東軍転向を指摘したが、本稿で述べたように、山名掃部頭は永享年間以来一貫して石見守護家の中枢に位置した人物であり、山名掃部頭の寝返りが守護家の権力構造に多大な影響と動揺を与えたことは確かであろう。また、美甘氏についても応仁・文明の乱以前まで石見に在国して分国支配を担った被官であった点は、第二章で述べた通りである。このような存在が東軍方に転向し

た点も現地での混乱を受けて石見守護家の分国支配機構が分裂を起こした証左といえよう。応仁・文明の乱までに構築した分国支配機構が事実上、機能停止状態に陥ったといえるのではなからうか。井上寛司氏は、応仁・文明の乱中に石見守護山名氏が守護としての機能を果たし得ない状態になったと指摘されているが、井上氏の指摘は本稿で示したような分国支配機構の担い手の動向からも裏付けることができる。もちろん、その後も石見守護家の活動は確認できるため、守護家の消滅やその権力組織の完全な崩壊とまではいえないが、東軍転向後の山名掃部頭一族は石見守護家とは別行動を見せていった。⁽⁷⁵⁾ また、大町氏や高山氏といった主要被官の動向も応仁・文明の乱を境に確認できなくなる。特に守護代の動向は、第一章で述べたような守護代をめぐる諸関係とその性格が影響したものである。守護家分国外にも所領を持つ山名掃部頭は状況次第で自立する可能性を内包していたのであり、応仁・文明の乱がそれを表面化させたのである。このように応仁・文明の乱は石見守護家の権力構造を語るうえでの転換点となる戦乱であったといえよう。

以上、本章では石見守護家の権力構造の特徴、応仁・文明の乱時における守護家被官の動向を考察した。嘉吉の乱以降の都鄙の政治的混乱の影響をほぼ受けることなく展開していった石見守護家の権力組織であるが、応仁・文明の乱中の内部分裂が大きな転換点となり、同家衰退の契機となったのである。

おわりに

本稿では石見守護山名氏の権力構造の変遷について検討した。本稿で述べた点をまとめると、石見守護山名氏は氏利期を経て、義理とその子孫が代々世襲する構図が成立すると、義理が南北朝期に率いていた被官組織を基礎とする形で展開していった。永享年間以降は義理流山名氏の庶流が守護代家としての家格を成立させて、応仁・文明の乱まで一貫して守護代の地位にあるなど、石見支配の要として動いた。さらに被官組織も京都・石見双方で整備が進み、被官同士の階層差の存在や文書発

給システムの整備などが見られた。一方、石見支配に従事する在国被官には在京被官も適宜加わり守護代の指揮下に入るなど、守護家被官は都鄙にまたがる活動を展開したのであった。石見守護山名氏の被官組織は南北朝期由来の被官に加えて京都で被官となった者も一定数確認できる一方で、石見国で被官となった者がほとんど見られない特徴を有していた。このように石見守護山名氏の権力構造は在京守護として典型的な構造を持つ一方で石見支配の「脆弱さ」を反映した側面を含むように不安定な面を内包しつつ展開したのである。そして応仁・文明の乱による美作国喪失や石見情勢の混乱、守護代や在国被官の東軍転向が大きな打撃となり、同家衰退の契機となる転換点を迎えたのであった。

なお、本稿では権力構造の解明を目的としながらもその大半が守護代や被官の検出に終始したほか、国内における守護の拠点や守護領の存在をはじめとした石見支配の実態などの言及を欠くなど様々な課題を抱えていると認識している。これらの点は今後の課題としていきたい。

〔付記〕

本稿は二〇一七年八月二三日に第五五回中世史サマーセミナーにて報告した内容をまとめたものである。貴重な報告の機会を与えて下さった第五五回中世史サマーセミナー事務局をはじめとした皆様に厚く御礼申し上げます。

註

- (1) 川岡勉『室町幕府と守護権力』（吉川弘文館、二〇〇二年）、同「守護権力の文書と家臣団編成」（平成一三〜一四年度科学研究費補助金（基盤研究（C）））
- 1) 『室町・戦国期畠山家・赤松家発給文書の帰納的研究』研究代表者矢田俊文、二〇〇三年。
- (2) 山田徹「南北朝期の守護論をめぐって」（中世後期研究会編『室町・戦国期研究を読みなおす』思文閣出版、二〇〇七年）など。また、川岡氏の研究においても守護支配の多様性に触れられている。
- (3) 山田徹「室町領主社会の形成と武家勢力」（『ヒストリア』二三三号、二〇一〇年）。
- (4) 河村昭一『南北朝・室町期一色氏の権力構造』（戎光祥出版、二〇一六年）。
- (5) 松岡久人「南北朝室町期石見国と大内氏」（松岡久人著・岸田裕之編『大内氏の研究』清文堂出版、二〇一一年、初出一九七三年）、岸田裕之「安芸国人一揆の形成とその崩壊」（『大名領国の構成的展開』吉川弘文館、一九八三年）、井上寛司「周防大内氏の石見国遡摩郡分郡知行」（『南北朝遺文月報二』東京堂出版、一九八九年）。
- (6) 山下和秀「正任記」よりみた石西国人領主の動向と大内氏」（『古代文化研究』一七号、二〇〇九年）、渡邊大門「守護山名氏の石見国支配」（『鷹陵史学』三八号、二〇一二年）。また、井上寛司・岡崎三郎編『史料集・益田兼堯とその時代』（益田市教育委員会、一九九六年）や山本隆志『山名宗全』（ミネルヴァ書房、二〇一五年、一一七〜一一八頁）も石見守護山名氏被官についての言及が見られる。
- (7) 川岡勉「中世後期の守護支配と石見国衆」（島根県古代文化センター編『石見の中世領主の盛衰と東アジア海域世界』島根県教育委員会、二〇一八年）。
- (8) 拙稿「応仁・文明の乱後における石見山名氏の動向」（『地方史研究』三九五号、二〇一八年）。
- (9) 前掲注（5）岸田論文。
- (10) 前掲注（7）川岡論文。
- (11) （応永七年）七月二十六日「平井祥助書状」（『大日本古文書家わけ第二』益田家文書』五九三号）。以下、本稿で引用する際には単に『益田家文書』と表記する。
- (12) 前掲注（11）「平井祥助書状」。
- (13) 応永九年八月一〇日「守護山名氏奉行人連署奉書」（『東京大学史料編纂所蔵「益田家文書」巻八三〜八三三』）。
- (14) 『碧山日録』寛正三年二月一九日条。記主の太極はこの日亡くなった犬橋満泰について「余之同派」と記しているが、太極自身は近江国の佐々木鞍智氏（將軍直臣）もしくは他の佐々木一族出身とされている（『大日本古記録碧山日録下』岩波書店、二〇一七年、一二六頁）。
- (15) 前掲注（5）岸田論文。
- (16) 応永十二年一月二十四日「室町幕府御教書」（『益田家文書』八〇号）。
- (17) 前掲注（7）川岡論文。
- (18) 義理は山名時氏の二男。明徳の乱以前は紀伊・美作守護をつとめた。『明徳記』には山名一族の「長老」として見えるが、明徳の乱の際に日和見の態度をとったことが咎められて紀伊・美作両守護職を取り上げられた。
- (19) 教清を義理の孫とする系図として『群書類従』所収「山名系図」がある。一方で寛永一八（一六四一）年成立の池田本「山名系図」には教清は記されていないように、系図によって系譜情報は大きく異なる。『建内記』嘉吉元年七月一四日条には、義理のことを常勝の父と記しており、同時代史料でもあるため、こちらの方が信用できる。さらに常勝の諱とされる教清も足利義教の偏諱を示すものと思われるが、義教が將軍に就任する以前の段階で既に出家人道してお

り、教清と名乗っていたことが判明する一次史料は管見の限り存在しない。よって本稿では一次史料にみえる常勝の表記を採用する。なお、嘉吉の乱以降の常勝は足利義勝の諱を避けて「常捷」と改名した時期もあるが、本稿では便宜上、常勝の表記で統一する。

- (20) 応永一四年二月一日「山名氏奉行奉書」(『益田家文書』八一号)、同年同月同日「石見守護山名道弘遵行状」(『益田家文書』八二号)。
- (21) (応永一五年カ) 五月一八日「大町色貞書状」(『益田家文書』五二〇号)。
- (22) 応永二〇年三月八日「石見守護代入沢慶明打渡状」(『益田家文書』五二六号)。
- (23) 常勝の守護在職下限は正長二年とされているが(前掲注「6」井上・岡崎編著三九頁)、永享五年四月に京都の糺河原で催された猿楽に参加した諸大名の中に「山名修理大夫入道」の名前が見えるため、少なくとも永享五年までは守護の座にあったと考えられる(「永享五年糺河原勸進猿楽棧敷次第」『日本庶民文化史料集成第二巻田楽・猿楽』三二書房、一九七四年)。
- (24) 常勝の死亡時期については確実な史料がないが、東寺光明真言講過去帳には年代不明ながらも「山名大夫入道」の記載がある(「光明真言講過去帳并紙背」東京大学史料編纂所影写本「賜芦文庫文書」第四二冊、請求番号三〇七一・〇二一一)。過去帳の掲載順でいえば、享徳年間前後の死亡者に含まれていると思われるが、後述のとおり、康正二年六月までに政清に代替わりする点を踏まえると、享徳四年六月〜康正二年六月までの間に死亡したと見られる。
- (25) これまで常勝から政清への代替わり時期については十分に説明されていなかったが、確認できる最後の常勝発給文書が享徳四年六月であるのに対して、翌康正二年六月の造内裏段銭の納入者には「山名与次郎」(政清)の名前が見える(「康正二年造内裏段銭并国役引付」『群書類従』第二八輯雑部)。また、享徳四年六月に益田氏に対して常勝の安堵状が発給された際には、益田氏から政清に對しても二百疋が送られたが、この時、政清は初めて益田氏との間で音信を交

わしたという(「享徳四年」六月二九日「高山統空書状」『益田家文書』五五〇号)。加えて康正二年八月、政清は歌僧・正徹の草庵を初めて訪問し、翌長禄元年七月には自邸にて初めて歌会を催したことがわかる(『草根集』康正二年八月二八日条、長禄元年七月二五日条)。さらに康正二年八月時点では「与次郎」と名乗っていたが、翌年七月には「兵部少輔」に変わっているように官途にも変化が生じている(前掲『草根集』)。このように享徳四年以降、分国支配・在京活動双方で政清が本格的に活動し始めることから、享徳四年六月〜康正二年六月の間に正式な代替わりが実現したと見てよい。

- (26) 『満濟准后日記』永享四年一〇月一〇日条。
- (27) (永享一〇年) 三月二九日「(山名) 清宗書状写」(『萩藩閥閥録』卷四三「出羽源八」五七号)。
- (28) 『応仁記』(『群書類従』第二〇輯、合戦部、三七六頁)。応仁・文明の乱開戦当初の美作情勢について「美作ハ山名修理大夫政清ノ伯父掃部頭在国シテ堅固ニ居ケレバ」とある。
- (29) 森俊弘「美作国守護代の歴史的展開」(『津山市史研究』三号、二〇一七年)。
- (30) 文安元年閏六月二〇日「山名清宗打渡状」(『山口県史史料編中世三』所収「小川五郎収集文書」四号)。
- (31) 長禄二年五月四日「美作守護山名政清遵行状写」、同年六月八日「美作守護代山名清宗打渡状写」(『史料纂集北野社家日記第八』所収)。
- (32) 久留島典子「毛利家文庫「譜録」所収の中世益田家文書」(『大規模武家文書群による中・近世史料学の統合的研究』二〇〇三〜二〇〇七年度科学研究費補助金基盤研究(A)研究成果報告書、二〇〇八年)。
- (33) (文安元年) 二月一六日「高山清重書状」(『益田家文書』五六四号)。
- (34) 白石虎月編『東福寺誌』(思文閣出版、一九七九年、初版一九三〇年)六一頁。

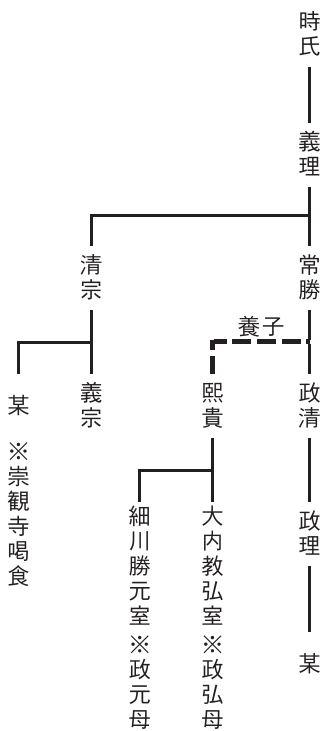
- (35) 東京大学史料編纂所蔵「依田・山名・土岐系図」(請求番号二〇七五―六七)。
- (36) 宝徳二年三月、益田崇観寺宛てに出された清宗の書状には「安首座風渡下向候」とあり、京都から石見に下向した僧について言及していることから、清宗は在京中と考えられる(『宝徳二年』三月二八日「山名清宗書状」東京大学史料編纂所蔵「益田家文書」巻八三―四)。
- (37) (年未詳)五月一七日「(山名)義宗書状写」(『譜録』「益田隼人兼定」四号)によれば、「一昨日合戦」につき益田氏の名代の奮戦等を京都に注進すると述べている。また、(年未詳)四月二〇日「(山名)義宗書状写」(『新出周布文書』一六二号九二丁)によると、周布氏の所領安堵に関する吹挙を行っている。いずれも前掲注(32)報告書所収。
- (38) 前掲注(28)『応仁記』。
- (39) (応仁元年カ)八月二日「山名政清書状」(『保賀文書』日本大学文理学部史学研究室内鈴木研究室、一九八六年、四三号)、(同年カ)九月二日「式部少輔義宗書状」(『保賀文書』四四号)。
- (40) (文明四年カ)六月二六日「内藤弘矩書状」(『益田家文書』六二三号)。
- (41) 『建内記』文安元年五月一八日条。
- (42) 『宮津市史史料編 第一巻』別掲五五六号。同史料によると有道郷四カ村三四町九段一〇八歩を保有していた。
- (43) 木下聡「室町幕府外様衆の基礎的考察」(『東京大学日本史学研究室紀要』一五号、二〇一一年)。
- (44) 前掲注(21)「大町色貞書状」。
- (45) 『建内記』永享元年七月八日条。
- (46) (永享一〇年)二月二日「(山口)守衡・(高山)清重連署書状写」(『萩藩閥閥録』巻四三「出羽源八」五四号)。
- (47) (年未詳)十一月一六日「高山清重書状」(『益田家文書』五六三号)。
- (48) 『中世益田・益田氏関係史料集』四一六号。
- (49) 『看聞日記』永享九年二月二日条には「山名大輔」(熙貴)の使者として「松原・西谷・西井三人」、『建内記』永享十一年六月一〇日条には山名熙貴の使者として「夏見若狭守」、『康富記』文安五年七月一六日条には「山名大夫」(常勝)の被官として「小松原」の名前が見える。
- (50) 『看聞日記』嘉吉三年九月二二日条。
- (51) 『建内記』文安四年七月三日・二九日条。
- (52) (宝徳元年)二月一八日「珍阿弥書状」(『益田家文書』五六五号)。
- (53) 『政所内談記録』寛正四年四月二六日条。
- (54) 応永一七年八月四日「山名氏奉行人奉書」(『益田家文書』八三号)、同年同月同日「石見守護代入沢慶明遵行状」(『益田家文書』八四号)、同年九月九日「尉某・左衛門尉美仲打渡状」(『益田家文書』八六号)。
- (55) 応永二四年九月一四日「山名氏奉行人奉書」(『益田家文書』九二号)。
- (56) (応永二四年)一〇月七日「大町色貞書状」(『益田家文書』九三号)。
- (57) 前掲注(6)渡邊論文、畑和良「岡本文書」所収美作国関係中世史料(『美作地域史研究』創刊号、二〇〇八年)。
- (58) 文安元年六月二四日「山名氏奉行人連署奉書」(『山口県史史料編中世三』所収「小川五郎収集文書」三号)。
- (59) 前掲注(30)「山名清宗打渡状」。
- (60) (文安元年)十一月一六日「高山清重書状」(『益田家文書』五六四号)。
- (61) 前掲注(37)(年未詳)四月二〇日「(山名)義宗書状写」。
- (62) (宝徳元年カ)三月二八日「山名清宗書状」(東京大学史料編纂所蔵「益田家文書」巻八三―四)。
- (63) 宝徳元年閏一〇月二八日「高山統空奉書」(東京大学史料編纂所研究成果報

- 告二〇〇九一六『分散した禅院文書群をもちいた情報復元の研究』所収「南禅寺徳雲院文書」六号)。
- (64) 美作国ではあるが、高山清重の父と思われる「高山入道」の在国事例を確認できる(『建内記』嘉吉二年四月三日条)。
- (65) 前掲注(7) 川岡論文。
- (66) 矢吹金一郎編『美作古簡集註解下』(対岳樓書房、一九三六年) 一九二頁。
- (67) 永徳二年六月一日「美耳(甘カ) 末次寄進状」(且来八幡神社文書「二二」号)。
- (68) 永徳二年八月二日「紀伊守護山名義理奉行人連署奉書写」(東京大学史料編纂所影写本「佐々木文書」一七頁)。
- (69) 吉田賢司「在京大名の都鄙間交渉」(『室町幕府軍制の構造と展開』吉川弘文館、二〇一〇年)。
- (70) 南北朝期の山口氏については『天龍寺造宮記録』康永元年二月五日条、文和四年二月二五日「足利尊氏近習馬廻衆連署」揆契状」(『南北朝遺文関東編』二六三四号)に將軍近習として見える。また、山口氏の本貫地が三河国であった点は『満濟准后日記』永享三年六月九日条に見える。
- (71) 前掲注(7) 川岡論文。
- (72) 前掲注(6) 井上・岡崎編著一八二頁。
- (73) 前掲注(8) 拙稿では、応仁・文明の乱後の石見守護山名氏が大内氏の影響下に置かれた点を指摘した。例えば、石見守護山名氏と幕府の間の取次役を大内氏が担っている点は大きな変化である。一方、山名掃部頭の系統と思しき山名豊泰(有道掃部頭)は大内氏を経由することなく、幕府と直接やり取りを行っている(『蜷川親元日記』文明三年十一月八日条)。

【表1】 応仁・文明の乱までの石見守護の変遷

人名	期間	備考
山名氏利	応永7~13	山名氏清の子、安芸出陣中に死去
山名義理	応永13~15	山名時氏の子、元紀伊・美作守護、法名・道弘
山名常勝	応永15~?	守護在職の史料的下限は永享5年
山名熙貴	?~嘉吉元	山名氏家の子、守護在職の史料的初見は永享9年
山名常勝	嘉吉元~享徳4(または康正2)	
山名政清	享徳4(または康正2)~	応仁2年以降は東軍方守護山名是豊と並立

【表2】 義理流山名氏系図



【表3】石見守護家在京被官発給文書一覧

守護	年月日	文書種別	署判者	宛所	内容	出典
氏利	応永9.8.10	連署奉書	左衛門尉某・左近将監某・左衛門尉某	大橋満泰	吉田上野入道の所領吉田郷安堵	益83-3
義理	応永14.12.11	奉書	大町色貞	入沢慶明	段銭の益田氏負担額伝達	益田家81
	(応永15カ)5.18	書状	大町色貞	※宛所欠	訴訟披露遅延、伊甘郷安堵、所役料割符・田尻郷年貢京着請取の返事等	益田家520
常勝	応永17.8.4	奉書	大町色貞	入沢慶明	益田氏に対して長野荘得屋郷地頭職の安堵・渡付	益田家83
	応永18.12.11	奉書	大町色貞	入沢慶明	益田庶子へ所役負担指示	益田家522
	(応永19カ)3.12	書状	大町色貞	益田周兼(兼家カ)	訴訟落居祝着、当知行分の遵行状発給、京都の情勢伝達	益田家519
	応永24.9.14	奉書	大町色貞	石州奉行人	益田崇観寺分段銭催促の停止	益田家92
	(応永24)10.7	書状	大町色貞	石州奉行人	益田崇観寺分段銭催促の停止への理解を求める	益田家93
熙貴	(永享10)2.21	連署書状	高山清重・山口守衛	出羽	出羽右馬助の京都での療養指示	関43出羽源八54
	嘉吉元.4.28	連署奉書	高山清重・山口守衛	※宛所欠	俣賀万歳丸へ豊田郷俣賀村安堵	俣賀40
常勝	文安元.6.24	連署奉書	式部丞兼家・大町清量・高山清重	美甘左京亮	周布氏の知行分沙汰付	山口県史3小川3
	(文安元)11.16	書状	高山清重	益田兼堯	徳屋郷安堵につき守護へ披露、在国奉行人へ内状を下す	益田家564
	(文安元カ)11.16	書状	高山清重	益田・三隅・福屋	黒谷左京亮子息につき披露	益田家563
	(年未詳[文安2年以前])4.1	連署書状	松原清秀・後藤季盛・大町基佐	益田	益田氏からの訴訟につき守護へ披露	益82-1
	(文安6カ)7.4	連署書状	松原秀之・高山統空(清重)	早瀬伊賀守・早水四郎左衛門尉	益田氏に対して長野荘黒谷の渡付等	益田家557
	(宝徳元)閏10.28	奉書	高山統空(清重)	松原秀之	南禅寺徳雲院末寺の所領を寺家代官へ渡付等につき披露依頼	岡本
	(宝徳元)12.18	書状	珍阿弥	益田兼堯	段銭免状発給、ただし伊勢外宮段銭は納付指示等	益田家565
	(享徳4)6.20	書状	大町清量	益田兼堯	吉田地頭職の安堵につき御判・加判の奉書を下す	益田家556
(享徳4)6.29	書状	高山統空(清重)	益田兼堯	吉田地頭職安堵の御判発給、御書司様(政清)の御書発給	益田家550	
政清	(寛正6カ)6.11	書状	高山統空(清重)	益田	豊田入道方所領返付につき請文の文言調整	内田88
	寛正6.8.4	連署奉書	大町清量・高山統空(清重)	松原秀之・早瀬伊賀守	美作国香々美荘預所分を花園坊代官へ渡付	益田家558
	寛正6.8.22	連署奉書	大町清量・高山統空(清重)	益田兼堯	美作国東大野給分を返付	益田家104

【凡例】 益：東京大学史料編纂所蔵「益田家文書」（未翻刻分）
 益田家：『大日本古文書 家わけ22 益田家文書』
 関：『萩藩閥閥録』
 山口県史：『山口県史中世史料編3』小川五郎収集文書
 内田：山口県文書館蔵「内田家文書」
 俣賀：『日本大学総合図書館蔵 俣賀文書』
 岡本：東京大学史料編纂所影写本「岡本文書」

【備考】 原則として石見国支配関係の文書を採録したが、一部に美作国支配に関する史料も含めた。